

**令和 6 年度**

**第 1 回福島県森林審議会森林保全部会議事録**

**日時 : 令和 7 年 2 月 6 日 (木) 10:00 ~ 12:00**  
**場所 : チェンバおおまち 3 階 会議室A**

**福島県森林審議会森林保全部会**

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 開会<br>司会【吉成主幹】               | <p>只今から、令和6年度第1回福島県森林審議会森林保全部会を開会いたします。</p> <p>はじめに、田子部会長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2 あいさつ<br>(部会長あいさつ)<br>【田子部会長】 | <p>森林保全部会長の田子でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、福島県森林審議会森林保全部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議案は、令和7年1月14日付け6森第3387号で知事から諮問のありました、「風力発電所の建設」と「土砂置場の造成」を目的とした2件の林地開発許可についてであります。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお聞かせ願えればと思います。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 司会【吉成主幹】                       | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、平野農林水産部 森林林業担当次長より挨拶を申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (次長あいさつ)<br>【平野次長】             | <p>令和6年度第1回福島県森林審議会森林保全部会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。日頃より皆様には、本県の森林林業木材産業の振興に御指導、御協力いただいておりますことについて厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日、御審議いただきます内容は、「風力発電所の建設」と「土砂置場の造成」を目的とした林地開発許可についての2件であります。</p> <p>昨年9月24日をもって盛土規制法の県内全域の区域指定が完了し、本格的な規制が始まったところであります。従いまして、林地開発の許可を受ける条件は、盛土規制法との二重の許可が必要となります。林地開発許可におきましては、森林の有する公益的機能のうち、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」及び「環境の保全」の四つの機能が損なわれない開発であることが必要となっております。</p> <p>林地開発許可については、多くの意見をいただいているところでございますが、森林法の林地開発許可は先ほど申し上げました四つの要件を満たせば許可しなければならない法律行為となっております。</p> <p>委員の皆様には、林地開発許可制度が適切に行われるよう、本日も忌憚のない御意見をくださるようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p> |
| 司会【吉成主幹】                       | <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、平野農林水産部次長は、所用により、ここで退席とさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3 会議成立報告                       | <p>続きまして、本日の出席者ですが、委員の皆様及び県の職員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

司会【吉成主幹】

につきましては、出席者名簿並びに席次をもって、御紹介に代えさせていただきます。

なお、今回の会議につきましては、五十嵐乃里枝委員並びに村越のぞみ委員がリモートにより参加となっております。

また、豊田新一委員と宮田秀利委員、古関恵子委員におかれましては、本日所用により欠席する旨、御連絡をいただいております。

従いまして、本部会にあっては、委員8名中5名が出席しており、定足数である半数に達しておりますので、福島県森林審議会森林保全部会規程第8条により、本会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は林地開発許可申請をされた事業者の「いわき三和ウインドエナジー合同会社」様と「東北電力株式会社」様にも御出席いただいております。事業者には後ほど事業内容についてご説明いただきます。こちらも出席者につきましては、出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料一覧表のとおり、「次第」、「出席者名簿」「座席表」、「議案資料1」、「議案資料2」、「議案資料3」、「報告資料」、「関係法令集」となっております。

御確認をお願いいたします。

なお、配布しております資料のうち、議案資料3につきましては、福島県情報公開条例第7条第3号に該当する事業者の情報が含まれていることから、当会議終了後回収とさせていただきます。

次に、本日の進行につきましては、次第のとおり、整理番号1番、2番の2件を、それぞれ御審議いただく形にしたいと思います。

議事の前半は事業者による事業概要説明並びに質疑応答、議事の後半は、事務局による審査概要説明と並びに審議、という順序で進めさせていただき、答申につきましては、一括して行いたいと思いますので、御了承願います。

また、審査概要説明並びに審議部分につきましては、福島県情報公開条例第7条第3号に該当する事業者に関する情報が含まれることから、非公開とさせていただきますので、御了承ください。

併せて、質問の際の留意事項を議案資料2の表紙に記載しておりますので、委員の方は御確認をお願いいたします。

4 議長選出  
(議長選出)  
司会【吉成主幹】

続きまして、議長の選出ですが、福島県森林審議会森林保全部会規定第7条により、部会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、田子部会長よりお願いいたします。

議長【田子部会長】

それでは、規程に基づきまして、本部会の議長を務めさせていただきます。

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | 議事の進行につきましては、委員の皆様の御協力をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (議事録署名人選出)<br>議長【田子部会長】      | <p>議事に入る前に、議事録署名人を選出したいと思います。</p> <p>福島県森林審議会森林保全部会規程第10条第2項により、私から指名させていただきます。</p> <p>それでは、鈴木清延委員と白岩和子委員に議事録署名人をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 5 議事<br>議長【田子部会長】            | <p>では、議事に入ります。</p> <p>諮問内容について事務局から説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (諮問内容の説明)<br>事務局【石井課長】       | <p>森林保全課、石井でございます。</p> <p>それでは、議案について御説明いたします。</p> <p>お手元の議案資料1の諮問第1号の表を御覧ください。</p> <p>本日の案件は、「風力発電所の建設」、「土砂置場の造成」を目的とした「林地開発許可について」の2件であります。</p> <p>まず、整理番号1から御説明いたします。</p> <p>申請者の住所は、東京都千代田区神田須田町一丁目25番地。</p> <p>申請者の氏名は、いわき三和ウインドエナジー合同会社 代表社員 JR東日本エネルギー開発株式会社職務執行者 小山泰史。</p> <p>開発行為の目的は、風力発電所の建設。</p> <p>開発行為に係る森林の所在場所は、いわき市三和町下市萱字滝ノ上71外4大字10字256筆。</p> <p>開発対象森林面積は、47.2701ヘクタール。</p> <p>開発行為に係る森林面積は、37.9633ヘクタール。</p> <p>続いて、整理番号2について御説明いたします。</p> <p>申請者の住所は、宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号。</p> <p>申請者の氏名は、東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口康二郎。</p> <p>開発行為の目的は、土砂置場の造成。</p> <p>開発行為に係る森林の所在場所は、大沼郡金山町大字太郎布字惣山764番47。</p> <p>開発対象森林面積は、25.6480ヘクタール。</p> <p>開発行為に係る森林面積は、17.1963ヘクタール。</p> <p>以上で諮問内容についての説明を終わります。</p> |
| 議案第1号<br>(事業説明)<br>議長【田子部会長】 | <p>次に、事業の概要説明に入ります。</p> <p>議案第1号の内容について事業者より説明願います。</p> <p>始めに、「議案資料1」整理番号1のいわき三和ウインドエナジー合同会社様、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| いわき三和ウインドエナジー合同会社            | <p>いわき三和ウインドエナジー合同会社の代表者員であるJR東日本エネルギー開発株式会社にて、本事業の取りまとめをしております宮崎から御説明いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |



表示しております目次に沿って、計画の概要から事業区域の現況、土地利用計画、仮設防災計画、地元調整などの状況について御説明いたします。

始めに、事業計画の概要を説明いたします。

申請者は、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社が１００％出資をするいわき三和ウインドエナジー合同会社です。

事業区域に係る場所は、福島県いわき市三和町下市萱字滝ノ上７１ほか、合計２７６筆となっております。

開発行為に係る森林の場所も同様に合計２５６筆となっております。

本事業の目的は、９つの風車から成る風力発電所の建設です。

風車ヤード、市道拡幅、林道拡幅、管理道の新設を予定しております。

全体面積は、事業区域の面積が４９．８３６５ヘクタール。そのうち、森林区域面積が４７．２７０１ヘクタール、開発行為に係る森林面積が３７．９６３３ヘクタールとなっております。

開発行為の期間は許可をいただいた日から着工し、令和９年１０月３１日に土木工事の竣工を予定しております。

また、緑化確認については、令和１１年１２月３１日までを予定しております。

続いて、位置図を用いて、本事業の位置関係を説明いたします。

本事業の場所は、いわき市内の西部に位置する三和町の国道４９号線沿いに見える山林です。また、風車の建設場所は赤色の矢印が指し示すとおり、北サイトと南サイトに大きく２つに分かれ、設置する山の尾根としては合計３箇所となります。南サイトには、５つの風車を並べて建設予定で、北サイトは雨降山と塩見山にそれぞれ２基ずつ建設を予定しております。

より詳細な位置関係について、事業区域図を用いて説明いたします。

南サイトは国道４９号線沿いにあるいわき市三和支所より既存の県道、林道、市道を通行してアクセスできる場所であり、三和町と遠野町の境界となっている尾根の三和町側に風車を建設予定です。

北サイトは国道４９号線から県道２０号線、林道を通行してアクセスできる場所であり、雨降山と塩見山の頂上近傍に建設予定です。

標高は南サイトへの林道拡幅部が最低の４４０メートルで最高は雨降山の風車６号機建設場所の７７０メートルとなっております。

続いて、事業区域の現況について御説明いたします。

スライドの右上に記載のとおり、土地の利用形態は全体の約９５パーセントが森林です。その他は、農地や道路、水路となっております。

林況の内訳は、約９５パーセントが針葉樹で、残りが広葉樹です。

映しております航空写真内の赤枠は、弊社が実施しました環境影響評価の実施区域でオレンジ色の線が既存の県道、市道、

林道を示しております。水色の線は、本事業において新たに建設する新設道路を指しており、既存の林道から取付け各風車までのアクセス道路となります。また北サイトからさらに北に位置する場所に本事業の連携変電所を建設予定です。既存の東北電力ネットワーク様の連携鉄塔の近傍に位置しております。

次の写真は、南サイトの1号風車から3号風車の建設予定地の航空写真です。赤い四角形が実際に風車を建設する、ヤードと呼ばれる平らな土地の範囲で、その中の丸い円が風車の支柱を設置する場所となっております。

次の写真は同じく南サイトの4号風車と5号風車の航空写真です。

次の写真は北サイトの雨降山の6号風車と7号風車の航空写真です。

次の写真は北サイトの塩見山の8号風車と9号風車の航空写真です。

次に、こちらは地域森林計画図の全体図となっております。図面内の青色で示しているのが約49ヘクタールの事業区域です。風車の建設場所だけではなく、風車輪材の輸送に伴う既存道路の拡幅やその周囲の立木伐採が生じるため、事業区域の面積が大きくなっているのが特徴です。

次に示すのは、南サイトの1号風車から3号風車までの森林計画図です。白に色が抜かれている範囲が5条森林の範囲で、図面の下のほうのピンク色の範囲は、国有林のエリアとなっております。図面内に赤色で囲む範囲が事業区域内の森林区域の範囲を示しております。図面の上方から赤い線が通っていますが、既存林道の輸送路で道路脇に道路拡幅を行う土地の造成範囲と立木の伐採のみを行う範囲が広がっております。また、黄緑色のところにありますが、新設の管理用道路となっており、こちらを建設して、それぞれ2号風車、1号風車、3号風車にアクセスできるようにいたします。また、各風車のヤード周りには残置森林帯を設ける計画です。詳細は追って説明させていただきます。

同じく、こちらは南サイトの4号風車と5号風車の森林計画図です。同様に赤い線の所が新設の管理用道路と4号風車、5号風車を指しております。

こちらが北サイトの雨降山の6号風車と7号風車の森林計画図です。図面の下方から赤い線のところに既存の林道が通行しておりまして、そこからまた黄緑色のところで新設道路を建設し、6号風車、7号風車へアクセスできるようにいたします。

こちらは北サイトの塩見山の8号風車と9号風車の森林計画図です。図面の左下の方から伸びる赤い線のところに既存の林道が通行しており、黄緑色の範囲が新設道路で、8号風車、9号風車右上の方にアクセスできるようにいたします。

最後に森林内ではないですが、連携変電所の図面を映しております。こちらでも既存の道路に対して勾配を緩やかにして、道路を拡幅する形で新設道路を建設し、変電所のグラウンドのところにアクセスできるようにいたします。

次に、完成後の土地利用計画について、代表として南サイトの1号風車から3号風車までの平面図を映しながら説明させて

いただきます。

図面の上の方から伸びている既存林道の脇の黄色の部分が、道路の拡幅部、土地の造成を行う範囲となっております。その黄色の周りに黄緑色の範囲がありますが、こちらが立木の伐採のみを行う範囲となっております。また、その右の方に水色の範囲がありますが、そちらは新設道路の建設範囲となっております。濃いピンク色の長方形が風車を建設するヤードとなっております。そのピンク色の周りに濃い緑色の円形で示すのが残置森林の範囲となっております。

本事業の風車の基数は4.2メガワットのものが9基、発電出力は4.2かける9の37.8メガワットが定格出力ですが、東北電力ネットワーク様との系統接続の接続契約において33.7メガワットを超えないように出力を抑制しながら運転することとなっております。

また、スライドの右下には、本事業で建設する風車の概形図を載せております。羽根の中心となるハブは地上から100メートルの高さでブレードと呼ばれる羽根1枚は58.5メートル、そのためブレードの旋回範囲は直径が117メートルとなります。なお、地上から最高の高さは158.5メートルとなる予定です。

続いて、本事業の大きな特徴となる輸送ルートの林道拡幅部について説明させていただきます。

先ほどの説明のとおり、風車のブレード1枚が58.5メートルの長さとなるため、起立式台車と呼ばれる特殊車両を用いて山林内を輸送しますが、車両から後ろ方向へ羽が延びる形となります。スライドの右下の写真が実際の輸送イメージです。左側の図面のとおり、既存の林道に対して、黄色の範囲が、車両が通行するための土地の造成範囲となりますが、黄色の範囲をさらに大きく囲うように黄緑色の範囲で、風車の羽根が空中で支障する立木の伐採範囲が生じます。スライドの右上の横断図のとおり、現道の道路の幅員に対して、土地の造成範囲と立木の伐採範囲の2か所に幅杭を設置します。ブレード伐採の立木は抜根せずに残置し、土地の造成範囲と立木伐採範囲とともに造成森林として輸送完了後に植林を行います。

次に仮設防災計画について説明させていただきます。

まず、基本方針として、本事業においては、パイロット道路の取付け後、土工事を本格着手する前に土砂流出防止柵及び沈砂池を先行して施工して、必ず土砂流出対策を講じた上での工事を行います。具体的には新設する管理用道路の流域には土砂流出防止柵を設置し、各風車ヤードの流域には放流先に沈砂池を設けます。

最後に、地元調整などの状況について説明させていただきます。

平成29年3月より本事業について、いわき市三和地区及び周辺自治体へ合計8回の住民説明会を実施するとともに、いわき市三和町区長会や三和町地域振興協議会などの場所でも説明会を実施して、地元からの理解を得てまいりました。それ以外にも地権者様や地元財産区への説明も行っています。

次に同意状況について、事業区域内にある全ての土地277

筆において全ての地権者様から開発行為の同意を得ております。また、いわき市及び本事業区域内の三和町各地区と以下の協定を締結しています。

一つ目は、いわき三和風力発電事業の運用管理などに関する協定、こちらは令和6年7月にいわき市三和町区長会及び遠野町区長会、事業者の3者間で締結しています。

二つ目は、いわき三和風力発電事業の地域振興などに関する協定、こちらは令和6年7月に三和町地域振興協議会と締結し、同じく令和6年11月から今年の1月にかけて、三和町の事業エリアの各地区と締結をしております。

3 他法令の許可について、①から⑪までの全ての許可手続について既に対応済みとなっております。

4 希少動植物について、弊社で実施しましたところ、環境影響評価の現地調査及び予測評価の結果、本事業による希少動植物の生息生育への影響は小さいものと考えられ、評価書の内容については、経済産業省より確定通知書受領済みです。

5 施行中、施行後の施設管理計画について、①仮設外周側溝、既設林道拡幅部においては原則既往の排水設備を保存して利用する計画です。新設管理道路、風車ヤード造成分に関しては、先ほどの説明のとおり、自然地への雨水土砂流出防止柵を講じます。

②沈砂池土砂流出防止柵について、本体土工事着手前に、先ほどの説明のとおり、先行して施工を行います。施工後の維持管理は、事業者が選任した主任技術者による法定安全管理審査の規定に則った対応を前提としております。毎月1回以上の頻度で巡視点検を行い、豪雨や地震などの自然災害が発生した場合や何か異変を取得した場合には都度点検を行います。

③風車連携変電所送電施設といった電気設備について、こちらも毎月1回以上の頻度で巡視点検を行います。また、いわき市及び三和町、遠野町区長会と締結しました協定書に則り、設備及び施設等の異常または破損等により近隣住民様への被害が発生する恐れがある場合には、速やかにいわき市や消防機関へ連絡するとともに、被害防止及び被害の拡大防止並びに再発防止のための措置を講じます。なお、設備及び施設の異常または破損などによる被害が発生した場合には、関係機関の助言及び指導仰ぎながら、原因究明や調査を行い、その結果、事業主が民法上の損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な補償を行います。

6 事業完了後の発電設備の撤去処分について、まず事業計画としては20年間の発電事業を予定していますが、20年経過した時点において、地権者様の意向も含めて、発電事業を継続する条件が満たされれば、引き続き継続する可能性はございます。また、将来的な発電施設の撤去及び処分を想定し、建設工事費の約5パーセントに相当する予算を令和11年8月から令和29年11月まで毎年積み立てる計画としております。最終的な撤去処分を行う際には、再利用できる資材は再利用し、再利用できない資材については産業廃棄物として適切に処分いたします。

以上をもって説明は終了となります。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長【田子部会長】         | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、いわき三和ウインドエナジー合同会社様から説明がありましたが、委員の皆様より御質問がありましたら、発言をお願いをしたいと思います。</p> <p>忌憚のない御意見、御質問等をいただけたらと思います。</p>                                                                                                                                                               |
| 【鈴木委員】            | <p>最近、新聞や報道等で福島県のメガソーラーや土砂の流出が問題となっています。これだけの長い期間開発をするというところで大丈夫かなという心配があります。</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長【田子部会長】         | <p>これだけの面積を開発し、集中豪雨等の不安要素もあるかと思いますが、そういったことがあった際に問題がないような条件等を整えているということによろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| いわき三和ウインドエナジー合同会社 | <p>まずは、そういった災害等が起きないように、予防として、仮設防災計画といったものについてはしっかりと工事着手する前に先行して行うこと、またそういった計画含めて、先ほど出た盛土規制法に関しても許可をいただいておりますので、そちらも遵守するとともに、何かが起きた際においても、即座に対応して、いわき市等と連携して、拡大を防いでいくというところまで含めてしっかり対応して参りたいと思います。</p>                                                                                              |
| 議長【田子部会長】         | <p>ありがとうございました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【村越委員】            | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>3ページ等に記載のある事業区域図についてですが、他の風車同士は道路がつながっていますが、3号機と4号機の間は道路がありません。何か理由はあるのでしょうか。</p> <p>また、ブレードの輸送の際ですが、図を見ると、伐採をしない部分にブレードが重なっていますが、運ぶ際はブレードの角度を変えながら運び、その際に木とブレードが当たる部分を伐採範囲として、当たらない部分は伐採範囲に含まれないよう計算しているという理解でよいでしょうか。</p>                                                    |
| いわき三和ウインドエナジー合同会社 | <p>1つ目の御質問ですが、南サイトの新設道路に関して、3号機と4号機の間を結ばないのかということですが、当初の計画では3号機と4号機の間を結ぶことで考えていましたが、こちらの土地の地権者様との協議状況も踏まえて、その間には新たな道路を建設することが難しくなったため、現在の計画に変更となったという経緯がございます。</p> <p>2つ目の質問のブレードの伐採範囲に関しては、御認識のとおりです。ブレードを運ぶ際の上げる角度によって、高さ、方向、木が当たらない範囲を現地調査しまして、立木の高さとブレードが到達する高さを比較して、当たらない範囲は黄緑の範囲から出ております。</p> |
| 【村越委員】            | <p>ありがとうございました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                       |                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【五十嵐委員】               | 確認となりますが、伐採した際は、現地残材ではなく搬出するというような形でした。その後植林するという流れでよろしいですか。                                                                                                                                             |
| いわき三和ウインド<br>エナジー合同会社 | ブレードで立木伐採をした範囲は、伐根せず、根は残置した状態としますが、そのような場所も含めて、輸送完了後は植林を行う予定にしています。                                                                                                                                      |
| 【五十嵐委員】               | もう1つよろしいでしょうか。<br>何度も住民説明会をされたということでお話しがあつたと思いますが、地域の方でこのようなことを心配しているというような声は何かありましたでしょうか。もしありましたら教えていただきたいと思います。                                                                                        |
| いわき三和ウインド<br>エナジー合同会社 | 1番、住民の方々から挙げていただいた声としては、景観を気にする声でした。当初、弊社で計画を開始させていただいた際は、風車基数は現在よりも多い16基で計画を進めていました。しかし、輸送路の途中に民家がある場所やその近傍には建設しない、見える範囲には建設しないために配置基数を変更し、最終的に現在の9基の計画となりました。                                          |
| 議長【田子部会長】             | 1つお伺いしたいのですが、既設の林道を拡幅されて輸送路としますと、林道の延長線上に住宅もあって、一部生活道路として活用されている道路が拡幅されて、地域の方にとっては、拡幅されて安全な生活道路ができるということはメリットがあるかと思いますが、林道の拡幅、それからブレードの範囲の伐採をする作業中、地域住民の方の生活道路としての位置づけについて、今想定されてるものがあれば、教えていただけたらと思います。 |
| いわき三和ウインド<br>エナジー合同会社 | おっしゃるとおり輸送路に関しては地元住民の方の生活道路でもありますので、一時的に車両が通りづらい時間帯、期間はあるとは思いますが、数百メートル置きに待避所を設けるようにしまして、後、その周辺には警備員の方を配置させていただいて、少し時間はかかってしまうようになるかもしれませんが、片方ずつでも通行できるような案内を現場の方でさせていただく予定です。                           |
| 【鈴木委員】                | サイトができる場所と、民家の距離というのはどのくらいあるのでしょうか。例えば風車が回転していたときに、民家の方々に心配はないのか、お聞きしたいと思います。                                                                                                                            |
| いわき三和ウインド<br>エナジー合同会社 | 事業区域でいいますと、最も近い民家があるのは北サイトの県道20号線沿いにあるものです。ただ、1番近い民家であっても2キロメートル以上離れています。                                                                                                                                |
| 議長【田子部会長】             | その他、御意見御質問等ございませんでしょうか。<br>それでは、御質問等がないようですので、いわき三和ウインドエナジー合同会社様からの説明については以上で終了したい                                                                                                                       |



と思います。

続きましては、整理番号2、東北電力株式会社様からの説明となります。

ご準備願います。

東北電力株式会社

本事業を担当します東北電力会津発電技術センター土木課の池田と申します。

始めになりますが、本事業の前段ということで、只見川につきましては2011年に発生しました新潟福島豪雨や、2019年の東日本台風時の田代山の崩落によりまして、伊南川上流域からの土砂流下による影響を受けまして、土砂流出堆積による河川、洪水氾濫を軽減して住民の生命と財産を守る、安全で安心できる生活を確保することを目的としまして、国、県、発電事業者が連携しまして総合的な土砂管理に取り組んでいる状況になります。

弊社では、ダム調整池内の堆砂進行による浸水影響が顕著化しておりますので、そちらのほうの解消に向けてですね、年間8.5万立方メートルの河川内の浚渫ということで土砂の除去を金山町に位置する弊社が保有する本名ダム及び上田ダムにて継続して実施しております。浚渫の継続については、浚渫した土砂を置く場所の確保が必須となりますけれども、現在使用している土砂置場の容量が2027年度に不足してしまうため、早期に新規土砂置場の確保が必要となっている状況でございます。今回の事業開発区域については、地権者様及び地元自治体からの理解が得られた貴重な地域になりますので、当地点の開発について申請させていただくものになります。

スライドに戻りまして事業計画の説明に移らせていただきます。

申請者の住所は、宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号、氏名は、東北電力株式会社取締役社長執行役員樋口康二郎となっております。

事業区域に関わる場所及び開発行為に関わる森林の場所は、大沼郡金山町大字太郎布字惣山764番47となっております。

開発の目的ですが、只見川の浚渫土砂を置く、土砂置場となっております。

事業面積ですが、事業区域全体の面積が25.648ヘクタール、森林区域につきましても同様になります。

開発に関わる森林面積ですが、17.1963ヘクタールとなっております。

開発行為の期間につきましては許可日から開発地点の伐採防災施設の設置を行った後、約50年をかけて浚渫土砂搬入、造成を行っていく計画としてございます。

続いて事業開発に伴う詳細な位置になりますけれども、本開発地点におきましてはJR会津中川駅より南西方向に約3キロメートルの地点になりまして、沼沢湖の西側の地点になります。

続いて、国土地理院地図を用いました事業区域図になります。

事業区域の面積は、先ほど御説明したとおり25.648ヘクタールになりますが、ちょうど金山町の町道に面した、比較

的アクセスのしやすい平地になります。

現地の標高ですが、530メートルから560メートルとなっております。雨水排水に使用する沢が北側の方にありますが、そちらの標高が約530メートルということで、基本的に土砂置場として使用する区域につきましては、560メートル付近の標高となりまして比較的平地な土地となっております。

続きまして事業区域の現況になりますが、土地の利用形態が森林ということで、当事業区域全体が森林となっております。現況は広葉樹、ナラやシラカバ等が主植生となっておりまして、10から20年生のものが約2パーセント、20から30年生のものが約98パーセントとなっております。左のほうに現地の写真ございますが、②③番が町道側から撮影したもの、①番が町道から事業開発地内を撮影したものになります。

次ページをお願いいたします。

こちら地域森林計画図ですが、本事業区域につきましては赤線で囲った部分になります。

次ページをお願いいたします。

完成後の土地利用計画ということで黄色に示している範囲が土砂置場を造成していく範囲になります。紫色になっている外周を細い線で囲っている箇所が、土砂置場として管理する用地ということでダンプ車両の運搬路であったり、排水施設の維持管理で使用する管理用地となっております。北側の方、水色で記載しておりますけれども沈砂池を資料で言う左の下側の方に設ける予定としております。

土砂置場の容量につきましては、2021年新潟福島豪雨以降、弊社の保有する本名ダムにおいて400万立方メートルを超える土砂が堆積している状況でございまして、それに付随して伊南川上流域からの土砂流下量が浚渫量相当以上ございますのでそちらを勘案して、事業計画、事業継続期間内に安定した浚渫と、土砂置場の容量確保をすることを目指して浚渫土の年間搬入計画を4万立方メートルと仮定しまして、約50か年分の土砂置場容量を確保することを目的として200万立方メートル貯蔵できる土砂置場となっております。

次ページをお願いいたします。

本開発に伴う仮設防災計画になりますけれども、まず初めに、流末部の防災施設ということで沈砂池及び沈砂池から雨水排水の放流先である沢に放流するための放流管と呼ばれるものを設置するため、その施工に必要な範囲のみ伐採を行いまして、流末部の防災施設の設置を行います。施工中につきましては、沈砂池の掘削箇所を釜場としまして、濁水対策のためにタンクを経由して仮設ホースにて沢を排水を行う計画としております。伐採を実施した箇所につきましては並行して土砂流出防止柵を設置する計画としておりまして、流末部の防災施設設置完了後、外周の排水側溝、設置に必要な範囲の伐採を行いまして外周側溝及び土砂流出防止柵の設置を継続して実施し、事業区域全体の開発を行っていく計画としてございます。

次ページをお願いいたします。

続いて、地元調整などということで住民説明についてですが、事業区域周辺地区でございます太郎布地区及び本開発地点の地



権者、共有地になりますけども、共有地代表に2023年9月28日に説明会実施しまして事業計画について了承を得ております。

今回の開発に伴う同意状況ということで、土砂置場設置を目的とする開発行為について、本開発地点の地権者全員より同意書にて、同意を取得している状況になります。

他法令の許可状況になりますが、まず大規模開発行為計画事前協議ということで、福島県要領第3条に基づきまして福島県様の方と実施しており、2023年5月15日に通知済みとなっております。

続いて宅地造成及び特定盛土等規制法ということで、こちらが盛土規制法についてですが、第30条の許可申請ということで、2025年の1月6日に事前相談書を提出しておりまして、現在会津若松建設事務所の方で審査中という形になります。2月に本申請を実施予定でございます。

続きまして土壤汚染対策防止法の第4条届出につきましては2025年の2月届出を会津地方振興局に実施予定でございます。事前相談については実施済みでございます。

続いて自然公園法の第33条届出ということでこちらも2月に届出予定でございますけども、会津地方振興局との事前相談は実施済みという状況になります。

続いて道路法の第24条の承認申請ですが、本開発地点に町道側からアクセスする際、町道との接続部が生じるのですが、そちらは、承認申請ということで金山町に事前に相談させていただきまして、2月に申請書の提出を予定しております。

なお、国土利用計画法、福島県環境影響評価条例、国有財産法、文化財保護法については該当なしとなっております。景観法及び福島県条例につきましては自然公園法第33条届出により対象外ということになっております。また、工場立地法についても該当なしになります。

続きまして、希少動植物についてですが、本開発地点については福島県自然保護課に確認した結果、4種類の希少野生動植物生息の可能性があるということで御指導頂いております。鳥類でございます。クロツグミ、サンショウクイ、ノジコ、ホウアカという4種類の鳥類になりますが、本地点を弊社で事前調査した段階ではこれらの鳥類は確認できませんでした。春先に開発区域の営巣の有無を再確認しまして、それらの鳥類が確認された場合は、専門家の指導をいただき、意見を挙げながら対策を講じることとしたいと考えております。

次ページをお願いします。

続きまして施行中施行後の施設管理計画ですが、弊社の社員により冬期間を除いた月1回の巡視及び大雨降雨後の巡視を行いまして、異常が確認された場合は以下の対応を実施いたします。なお、損傷等が確認された場合は原形復旧による補修を実施する計画でございます。

構造物ごとに少し御説明させていただきます。

排水路と排水路を接続する枡関係になりますが、堆砂が確認された場合、安全に流下できなくなる可能性がございますので、枡水路内の土砂排除を適宜実施していく計画としてございま

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>す。水路等に損傷が確認された場合は原形復旧による補修を実施いたします。</p> <p>流末に設置する沈砂池になりますけども工事期間中に設計した堆砂2.1メートルまで堆砂が確認された場合は、適宜土砂揚げを実施する予定としております。</p> <p>土砂流出防止柵につきましては、当該開発地点がかなりの豪雪地帯ということもありまして、積雪による損傷を考慮しまして一般的な構造より強いものを設置する計画としてございます。構造につきましては記載のとおり、標準的な規格を上に記載しておりますが、積雪を考慮した強めのものを設置するような計画としてございます。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>御清聴ありがとうございました。</p> |
| 議長【田子部会長】 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、東北電力株式会社様から御説明がありましたが、委員の皆様方より御質問等ありましたら、発言をお願いしたいと思います。</p> <p>御質問等ございませんでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 【村越委員】    | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>最後に御説明のあった構造に関して、積雪深等をしっかり考慮されているということでしたが、金山町は積雪深が3メートルになっていることを考慮した上で構造を検討されたという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、今回造成する土砂置場に土砂がいっぱいになれば使用終了ということになるかと思いますが、その後の管理はどうするのでしょうか。そのまま放置されるのでしょうか。</p>                                                                                                                    |
| 東北電力株式会社  | <p>御質問ありがとうございます。</p> <p>まず、1点目の土砂流出防止柵の積雪深の設計に関してですが、御認識のとおり金山町の積雪深が約3メートルということで公表されていますので、それを元に設計をしております。そちらの地点で損傷が確認されていない構造として今回、採用させていただく形となります。</p> <p>2点目の造成が完了した後の植栽関係になりますが、盛土が終了した後になりますが、逐次植栽を行い、緑化していく計画としております。</p>                                                                                                   |
| 【村越委員】    | <p>そうしますと、運び込んだ土砂は、別な場所で再利用等はずに盛土した所に植栽して終わりという理解でいいのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 東北電力株式会社  | <p>盛土したところに関しては、植栽をして終了としておりまして、そこからまた土砂を搬出するようなことは考えておりません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【村越委員】    | <p>ありがとうございました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|           |                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【五十嵐委員】   | <p>すみません。</p> <p>先ほどの説明の中で、本名ダムに400万立方メートルの土砂があって、今回200万立方メートル分を移動できるようにするということですが容量的にはこれで十分な量が搬出できるということでしょうか、それとももう少し必要になるというイメージでしょうか。</p>                        |
| 東北電力株式会社  | <p>現在、堆積している土砂が400万立方メートル、ここに降雨や台風の状況によりますが毎年10万立方メートルくらい入ってきます。浚渫量の増量も検討しているところなのですが、ダンプトラックの往来等で金山町内の車両の通行にも支障を来してしまうといったことで、なかなか難しい状況です。</p>                      |
| 【五十嵐委員】   | ありがとうございます。                                                                                                                                                          |
| 【白岩委員】    | はい。                                                                                                                                                                  |
| 議長【田子部会長】 | 白岩委員どうぞ。                                                                                                                                                             |
| 【白岩委員】    | <p>白岩と申します。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>質問というよりも意見になりますが、自分も生活していて、河川に土砂が貯まっているという状況が多々見受けられて、これが災害につながっていくというものかと思います。地域の皆様にご理解をいただけるのであれば、早急に進めていただきたいお仕事だと思います。</p> |
| 東北電力株式会社  | ありがとうございます。                                                                                                                                                          |
| 【鈴木委員】    | <p>これは質問というよりも要望という感じですが、工期が50年近いということで、今後想像しなかったような豪雨等起こるかと思いますので、そういうことにも配慮しながら、十分に余裕のある形でやっていただきたいと思います。</p>                                                      |
| 東北電力株式会社  | <p>私どもも電気事業に携わる中で、発電所の定期巡視などは、電気事業法の中で毎月1回というような取り決めがされておりますが、それと同様に、この土砂置場に関しても、施工中から施工後の維持管理について、毎月1回というような形で当社社員による安全確保を図っていくということを重々承知の上で実施していきたいと思います。</p>      |
| 【鈴木委員】    | ありがとうございます。                                                                                                                                                          |
| 議長【田子部会長】 | <p>その他、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>最後に、少し確認ですが、土砂を取って盛土されるという部分については、流木、流れ込んだ木の根っこであるとか、そういったものは除いて、あくまでも土砂だけを積み上げるという認識でよろしいでしょうか。</p>                                  |

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>東北電力株式会社</p>                 | <p>御質問いただき、ありがとうございます。<br/> 今のところ、流木等は確認されておりませんが、1度、河川内から浚渫を行いまして、仮置場の方で水抜きをして、その後土砂置場に搬入する計画になっております。その仮置きをする段階である程度分別しますので、仮に流木が見つかったとしてもそこでふるい分けを実施しまして、良質な土のみを搬入する計画としております。</p>                                                                                                                |
| <p>(審議入り・非公開)<br/>議長【田子部会長】</p> | <p>ありがとうございました。<br/> その他、御意見御質問等ございませんでしょうか。<br/> それでは、他に質問がないようですので、整理番号1、いわき三和ウインドエナジー合同会社様、それから整理番号2、東北電力株式会社様の林地開発許可申請について、審議に入ります。<br/> これからは、福島県情報公開条例第7条第3号に該当する「事業者に関する情報」が含まれますので、非公開で進めさせていただきます。<br/> 報道機関及び事業者、一般傍聴の皆様におかれましては、申し訳ございませんが、ご退席願います。<br/> なお、次の開会は5分から10分後に開会したいと思います。</p> |
| <p>議長【田子部会長】</p>                | <p>それでは、議事を再開いたします。<br/> 整理番号1について、審査概要の説明を事務局へ求めます。<br/> よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                            |

福島県情報公開条例第7条第3号  
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号  
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号  
の規定により非公開



福島県情報公開条例第7条第3号  
の規定により非公開

福島県情報公開条例第7条第3号  
の規定により非公開

## 福島県情報公開条例第7条第3号 の規定により非公開

|                   |                                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長【田子部会長】         | <p>以上で本日、すべての審議が終了いたしました。</p> <p>つきましては、答申案を事務局に準備させますので、10分間の休憩とさせていただきますと思います。</p> <p>なお、休憩後からは、再び公開としますので、御了承ください。</p> <p>ただいま、11時35分ですので45分から開会したいと思いますのでよろしくお願いします。</p> |
| 6 答申<br>議長【田子部会長】 | <p>それでは、これより議事を再開します。</p> <p>事務局の準備ができたようなので議案第1号の答申（案）の審議に移りたいと存じます。</p> <p>それでは、事務局より答申案の朗読を願います。</p>                                                                      |
| 事務局【石井課長】         | <p>はい。</p> <p>答申案を読み上げます。</p> <p>6福審保第2号、令和7年2月6日<br/>福島県知事様、福島県森林審議会長<br/>林地開発許可について（答申）<br/>令和7年1月14日付け6森第3387号で諮問ありました<br/>このことについては、審議の結果、適当と認めます。</p>                   |
| 議長【田子部会長】         | <p>ただいまの内容のとおり、知事に答申することについて、異</p>                                                                                                                                           |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 議ありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 【各委員】               | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長【田子部会長】           | それでは、ただいまの内容のとおり答申いたします。<br>以上をもちまして、諮問第一号の審議を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 7 報告事項<br>議長【田子部会長】 | 続きまして部会報告に移ります。<br>事務局から報告事項について説明願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局【佐藤主査】           | はい。<br>事務局の佐藤です。<br>林地開発許可におきまして、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール未満の事案は、福島県森林審議会森林保全部会に報告することとされております。<br>これに基づき、前回報告以降、これまでに知事が森林法第10条の2第2項の規定に基づき林地開発許可を行った案件につきまして、ご報告します。<br>お手元の「報告資料」をお開きください。<br><br>前回報告から現在まで、整理番号1から7まで<br>工場用地造成に係る開発行為を3件<br>畜産施設造成等に係る開発行為を2件<br>土砂採取に係る開発行為を2件<br>合計面積23.9237ヘクタールについて許可しております。<br>許可にあたりましては、いずれも適法な開発となるよう、森林法に基づき審査したものです。<br><br>報告事項は、以上です。 |
| 議長【田子部会長】           | ありがとうございました。<br>以上をもちまして、本日の審議は全て終了となります。<br><br>本日はご多忙のところご出席いただき、また、審議及び議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。<br><br>事務局に進行をお返しします。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8 その他<br>司会【吉成主幹】   | 長時間にわたり、丁寧なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。<br><br>続きまして、その他に移ります。<br>事務局から連絡事項についてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局【長谷川技師】          | 事務局の長谷川と申します。<br>事務局からの連絡事項です。<br><br>今後の森林保全部会の開催予定ですが、現在、森林審議会森                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                  |                                                                                                                                                     |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <p>林保全部会諮問規定に該当する林地開発許可については、具体的な審査を進めている案件はありません。</p> <p>このため、今年度内の当部会の開催予定はありませんが、今後申請があった場合については、次年度春頃となる見込みです。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上です。</p>     |
| 9 閉会<br>司会【吉成主幹】 | <p>以上をもちまして、令和6年度第1回福島県森林審議会森林保全部会を閉会いたします。</p> <p>本日配布しました資料については、情報公開条例第7条第3号に該当する事業者に関する情報が含まれておりますので回収させていただきます。</p> <p>そのまま、お席に置いてお帰りください。</p> |